

5) 入所命令に関する取り扱い基準に関して

本年4月に大きく改正された結核予防法が施行されて以来、まだ日が浅く、今後様々な問題について議論が深められるものと考えるが、結核病棟を持つ病院で働く筆者が現時点で最も感じているのは入所命令に関する扱いの変化である。結核予防法第29条に定められた条項自体は今回改正されていないが、「入所命令等に関する取扱基準」²⁾として厚生労働省課長通知として取り扱い方が規定され厳密に運用されるようになった。これまで入所命令が出されていた、気管支鏡時の擦過・洗浄液での塗抹陽性者や喀痰PCR検査での結核菌群陽性者でも喀痰塗抹陰性であれば入所命令が出されず、喀痰での塗抹陽性者に限って入所命令が出される。胸部写真上明らかに空洞が認められ気管支鏡での検査上結核と確定診断されても、喀痰塗抹陰性であれば予防法第35条での公費負担は行われない。喀痰塗抹陰性者からも結核が伝染しうことは最近繰り返し報告されており³⁾、日本結核病学会も治療・予防・社会保険合同委員会の意見としてこの問題を取り上げている⁴⁾。関心を持って今後の推移を見守りたい。

5. まとめ

結核の診療は、単純にどの薬剤を何カ月間使うかということ以外に、如何に早期の患者を効率的

に見つけ出し、確実に服薬を完了させて完全に治癒させることができるかという医療・公衆衛生が全て関係したシステムとして世界的に捉えられている。しかしながら日本において、医学生および一般の臨床医がこの事実を認識しているかというといささか心もとない。予防法は改正されたが、今後、結核診療の新しい概念がより深く浸透することとそれに対応した基盤整備が是非とも必要である。

参考文献

- 1) Andersen P. Munk ME. Pollock JM. *et al.* Specific immune-based diagnosis of tuberculosis. *Lancet* 2000; 356: 1099-104.
- 2) 財団法人結核予防会 編集・発行. 平成17年版 結核予防法関係法令集.
- 3) Hernández-Garduño E. Cook V. Kunimoto D. *et al.* Transmission of tuberculosis from smear negative patients: a molecular epidemiology study. *Thorax* 2004; 59: 286-90.
- 4) 日本結核病学会治療・予防・社会保険合同委員会. 厚生労働省結核感染症課通知「結核予防法第29条第1項の規定に基づく入所命令等に関する取扱基準について」に関する意見. 結核 2005; 80: 433-4.

専門部から

医療施設静態調査 平成17年度 患者調査へのご協力のお願 受療行動調査

—10月は3年ごとに実施する3調査の調査期間です。—

◇医療政策部◇

今年は、厚生労働省が指定統計として3年ごとに実施する「医療施設静態調査」、「患者調査」、「受療行動調査」の実施年にあたります。

厚生労働省から北海道保健福祉部ならびに日本医師会を通じて医療機関における協力方の依

頼がありました。

調査票は所管の保健所からそれぞれ当該医療機関に配布されますので、調査へのご協力をお願いいたします。